

エネとくスマートプラン

(需給契約要綱)

2024年4月1日実施

北海道電力株式会社

エネとくスマートプラン

1 契約種別

この需給契約要綱（以下「この契約要綱」といいます。）の契約種別は、エネとくスマートプランといたします。

2 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

(1) お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。

(2) 次のイ、ロ、ハまたはニに該当するものであること。

イ 電気式エア・コンディショナー（以下「エアコン」といいます。）以外のヒートポンプを利用した電気暖房機を使用する需要であること。

ロ エアコンを使用し、かつ、需要場所におけるすべての給湯設備に要する熱源を電気ではまかなう需要であること。

ハ ヒートポンプを利用した電気給湯器を使用する需要であること。

ニ 定格電圧200ボルトの電気ロードヒーティングを使用する需要であること。ただし、定格電圧200ボルトの電気ロードヒーティングのみを使用する需要を除きます。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

4 契約電力

(1) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この契約要綱により新たに電

気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、この契約要綱により新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この契約要綱によって受けた電気の供給とみなします。

ロ 需要場所における主開閉器の定格電流を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

ハ 需要場所における主開閉器の定格電流を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、需要場所における主開閉器の定格電流等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(2) 需要場所における主開閉器または負荷設備を変更される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

5 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 日中時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(2) 夜間・日祝時間

日中時間以外の時間をいいます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	466 円 40 銭
-----------------	------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 日中時間

1 キロワット時につき	37 円 93 銭
-------------	-----------

ロ 夜間・日祝時間

1 キロワット時につき	28 円 99 銭
-------------	-----------

7 使用電力量の算定

料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、

料金の算定期間（ただし、お客さまが需給契約を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

8 そ の 他

- (1) ヒートポンプを利用した電気暖房機もしくは電気給湯器、定格電圧 200 ボルトの電気ロードヒーティングまたは給湯設備を取り付けもしくは取り替えまたは取り外しされる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (2) 当社は、2（対象となるお客さま）(2)イ、ロ、ハまたはニに該当する需要であることを確認させていただきます。この場合、当社は、電気機器に関する資料等を提出していただくことがあります。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (4) この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。
- (5) 最大需要電力が 50 キロワット以上となる場合は、需給契約の変更についてすみやかに協議するものとし、協議が整うまでの間は、この契約要綱に準じて取り扱います。
- (6) この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この契約要綱は、2024年4月1日から実施いたします。

2 この契約要綱の実施にともなう切替措置

この契約要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款 17（料金の算定）および標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。